

# 建設業の一人親方等に対する 安全衛生教育研修会

- 建設業で働く人の死亡事故（2024年）
  - ・ 労働者の死亡者は全産業 746 人のうち建設業では **232 人**と業種別で**最多!**
  - ・ 一人親方等の死亡者は **57 人**
  - ・ 労働者、一人親方等のいずれも、事故の型別では、「**墜落・転落**」が**最多!**
- 一人親方等でも**多くの死亡事故が発生!**

これって人ごとではないな...

## グループ単位での研修会を 企画してみませんか？

### お申し込み方法のご案内

- ・ 令和7年度「建設業の一人親方等安全衛生研修会」をグループ単位で開催します。
- ・ ただし、最少催行人員は、一人親方14名です。
- ・ 開催を希望される会社、組合等の担当者は、ホームページやQRコードからお申し込みください。
- ・ 研修会の内容に関するご質問、ご相談等は、お気軽にご連絡ください。

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047

東京都千代田区内神田1丁目12番2号

三秀舎ビル6階

電話 03 (5283) 1030

FAX 03 (5283) 1032

安全衛生教育研修会詳細ページのURL

<https://www.zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/kenshukai.html>

お申込みはこちらから↓



無料



※会場までの交通費は各自で負担してください。

建設業の一人親方等に対する安全衛生教育研修会  
カリキュラム (時間は3時間)

	教 科 目	内 容
1	建設業における一人親方等	一人親方と社員(労働者)の違い
		一人親方等が加入すべき社会保険等
		一人親方等が現場で行うべき事項
2	建設業の現状と労働災害の発生状況	建設業の現状
		建設業における労働災害の発生状況
		一人親方等の死亡災害発生状況
3	災害発生の仕組み	災害とは
		災害発生の要因
		災害発生の確率
4	建設現場の安全衛生管理	統括安全衛生管理
		安全施行サイクル
		現場における安全運動
		一人親方等が行うべき日常の安全衛生活動
5	繰返し災害と防止対策	墜落・転落災害の防止
		起因物別災害と災害防止
		高齢者の災害防止
6	石綿障害の予防対策	
7	リスクアセスメント活用法	
8	コミュニケーションの取り方	
9	呼吸用保護具	呼吸用保護具の性能と効能
		正しい装着法(実技)

※研修では、「専用テキスト」「災害事例集」「安全衛生のポイント」を配布。  
※研修修了者には、修了証を交付。

労働安全衛生法が改正されました。

令和7年5月14日に改正労働安全衛生法(改正法)が国会の審議を経て公布されています。改正項目は5つあり、建設業の一人親方等の皆様にも関係する内容が含まれています。このうち、個人事業者等に対する安全衛生対策、職場のメンタルヘルス対策、高齢者の労働災害防止対策に関する改正内容を紹介します。

個人事業者等に対する安全衛生対策

個人事業者等(注)の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。

(注)個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象

①注文者(建設業におけるゼネコン等)が講じるべき措置の義務付け  
(令和8年4月1日施行)

- 建設業等の元方事業者には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する等

②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け

(令和9年4月1日施行)

- 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
- 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
- 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講等

③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備  
(令和9年1月1日施行)

職場のメンタルヘルス対策

(公布後3年以内に政令で定める日に施行)

- 50人以上の規模の事業場に対し義務化されていたストレスチェックの実施を50人未満の事業場を含む全ての事業場に拡大

高齢者の労働災害防止対策

(令和8年4月1日施行)

- 高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に對して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

topics

改正法では注文者等の責務の明確化を趣旨とする労働安全衛生法第3条第3項に基づく施工方法、工期等(安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用を含む)に関する配慮規定の改正(令和8年4月1日施行)もされています。

国土交通省では、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に、労働災害防止対策等の安全衛生経費が含まれ、これを含めた契約の締結を求めています。詳しくは国土交通省ホームページを御確認ください。

建設産業・不動産業：建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて - 国土交通省

